

【所属名：福祉事務所】

【会議名：糸魚川市障害者差別解消支援地域協議会】

会 議 録

作成日 令和8年3月31日

日	令和8年3月19日(木)	時間	11:00~11:45	場所	糸魚川市市民会館3階 会議室
件名	令和7年度 第1回糸魚川市障害者差別解消支援地域協議会				
出席者	【出席者】 委員：備酒委員、齊藤委員、山田委員、岡尾委員、横澤委員、磯野委員、内藤委員、櫻井委員、野本委員、山岸委員 事務局：福祉事務所 小林係長、飯田係長、八木主査 【欠席者】八木委員、古海委員、小川委員、岡田委員、佐藤委員				
	傍聴者定員	一人	傍聴者数	0人	

会議要旨

1 開会

要綱の規定により、委員の半数の出席で成立するとあるため、本会は成立。
事例検討を踏まえ、協議会の構成団体においても、差別解消の取組をお願いしたい。
設置要綱に秘密保持の規定があり、本会で知った事実は、外部に漏らさないことを確認。

2 自己紹介

3 報告・協議事項

(1) 令和7年度 事業の取組状況

資料No.1により事務局より説明。

(委員) UDトークの利用実績について。

(事務局) 今年度の実績はない。福祉事務所以外の窓口でも利用できるよう関係課には周知済み。

(2) 事例提供

・資料No.2により事務局から、障害理解、障害者差別に関する事例集に基づき説明し、意見交換。

・ケース1 駅で筆談に応じてもらえなかった(聴覚障害者)

(委員) 障害者差別解消法が施行されて、合理的配慮の必要性を示す良い事例だ。

(委員) 各委員の皆様の職場で、合理的配慮、障害者差別解消法の研修はどのように実施しているか。

(委員) 新人研修で実施し、年一回オンライン研修をしている。

(委員) 対象利用者の多いハローワークだと、障害者専用の窓口を設置し対応している。

(委員) 民間事業所に対して上記研修を義務付けたりすることは難しい。罰則規定がないだけに、会社や事業者の質の高いサービスに期待したい。

(委員) 市民向け、企業向けの障害者差別に関する研修や講演ができればよいのではないか。

(委員) 障害者団体として、ボランティア活動を通して周知していきたい。

・ケース2 バスで優先席を譲るようアナウンスされた(内部障害・難病)

事項へ

(委員) 今回のケースのように、電車、バスは多くの障害者が利用されるものになる。事業者としては、障害者が利用することを想定し個別の対応等をしてもらいたい。サービスを受ける側が差別されたと声を上げた時点で配慮義務が発生する。それに違反した場合に、被害請求になると思われる。

また、内部機能障害のように見分けのつかない障害の場合、障害のある方からの意思表示もないと対応できないケースも増えてくる。

(事務局) ヘルプマークを持って意思表示される方もいるので、今後もヘルプマークの周知をしていきたい。ヘルプマークは、更新の必要ない、自己申告のものになる。病院での申請はできないため、行政に相談にきた段階や手帳の交付時に説明している。

(委員) 障害への合理的配慮を含め、事業所、支援員、市民の方に、みえない障害があるということを社会全体に知ってもらうことが大事になる。

(事務局) 糸魚川市では、今年度、障害者差別についての相談は、ない状況ですが、新潟県が障害の有無にかかわらず、すべての県民が自分らしく生きることができる共生社会の実現に向け、県民一人一人が障害や障害者についての理解を深め、障害を理由とする差別を解消するために条例を令和7年4月1日から施行しました。糸魚川市でも周知を含め、相談がしやすい体制を整えていければと思います。

4 その他

事務局から情報提供（2件）。

- ・内閣府「つなぐ窓口」R7.4.1から本格実施
- ・R7.9.1から「つなぐ窓口」専用WEBサイト新設

5 閉会

以上